

住友の工場委員制度

本日より直に實施

（神戶）の通り選挙した。（神戸）

工場協議會規則

工場協議會を置く
協議會は本所事業の進
り職工の幸福増進に資
する為の幸福増進に資
する為の幸福増進に資
する為の幸福増進に資

協議會は指名委員及び
り主管理者を指名す
る職工之を指名す
員及選出委員の員數
は本所に提出するもの
に於て別次を定む
り定めて雇入れたる
以上

一箇年とし指
之を起算し
任者の殘任期間
は毎年二月
以上
以上
以上

第二十條 本所職員にして副支配人
及び技師長（又は部長）以上の者は
隨時工場委員に出席し發言を爲
す事を得

第二十一條 工場協議會に席を置き
議長に附屬して庶務を處理せしむ
る書記は議長之を專任す
第二十二條 工場協議會出席の選出
委員は該時間中賃銀の支給を受く
るものとす
第二十三條 委員は會議中無禮の語
を用ひ又は他人の身上に互り言論
する事を得ず
附 則

第二十四條 本決議は大正十年八月
十六日より之を實施す
第二十五條 第一回委員の選舉期日
は別に之を定む第一回委員の任期
は次期選舉期日に至る期間とす
同選舉細則

第一條 選出委員の選舉は選舉區毎
に之を行ふ
第二條 選舉區及び各選舉區に於け
る選出委員の員數並に之の如し
第一區 工場（又は關係）
第二區 工場（又は關係）
第三條 選舉の期日は主管理者之を定
め少くとも一週間前に所内に揭示
す

第四條 選舉事務を處理する爲め左
の役員を置く
一、選挙長 一名
二、選挙管理人 若干名
三、選挙立會人 若干名
選挙長は備員中より主管理者之を指
名す選挙管理人は備員中より選挙
立會人は職工中より選挙長之を專
任す

第五條 選挙人及び被選挙人の資格
は選舉期間の屬する月の前月末日
現在の職工名簿に依る
但し選挙當日迄に資格を失ふべき
理由發生したる者は其員を選挙し
之に選挙せらるる事を得
第六條 選挙は投票に依り之を行ふ
投票は單記無記名とし一人一票に
限る

第七條 各選挙區に投票所を設け各
投票所に於て投票用紙を置く選挙人は投
票所に於て投票用紙の交付を受け
之に自ら被選挙人一名の氏名を記
載して投函すべし
第八條 投票を終りたる時は選挙管